

金山町農機具等マッチング事業

※譲渡者情報の掲載期間は、1年間とする。

譲渡申込者
(町内)

譲受希望者
(町内)

⑧ 譲渡

契約内容が決まり次第、譲渡者から譲受者へ譲渡する。

⑦ 実物確認

譲受者から譲渡者へ連絡を取り、契約内容と実物を確認する。※契約内容は、町では介入しない。

① 譲渡申込

譲渡希望者は、町へ申請書及び同意書を提出する。

【様式第1、2号】

② 確認・決定通知

町で申込内容・譲渡する機械等の確認し、町HPへの情報掲載決定後、譲渡者へ決定通知を送付する。(様式第3号)

④ 譲受申込

譲受を受けたい場合、町へ連絡する。(電話またはメール)

⑥ 連絡先伝言

譲受者へ譲渡者の連絡先を伝える。

⑤ 譲受希望者の報告

町から譲渡申込者に対して譲受希望者の氏名・電話番号を伝える。
※連絡は、譲受希望者から、直接、譲渡申込者へ行う。

⑨ 完了報告

譲渡者は、町に完了報告書を提出し、町はHPに掲載している譲渡者情報を削除する。

(様式第6号)

③ 情報掲載

譲渡情報を町HPに掲載する。

町(農林課農政係) TEL: 54-5321

メールアドレス: nourin@town.kaneyama.fukushima.jp